

〈普通預金〉商品概要説明書

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| 1. 商 品 名              | 普通預金   |  |
| 2. 販 売 対 象            | 法人および個人の方  |  |
| 3. 期 間                | 期間の定めはありません。   |  |
| 4. 預 入                | 預入方法   | 随時預入できます。  |
|                       | 預入金額   | 1円以上   |
|                       | 預入単位   | 1円単位   |
| 5. 払 戻 方 法            | 随時払い戻しできます。  |  |
| 6. 利 息                | 適用金利   | 変動金利<br>毎日の店頭表示の利率を適用します。                                  |
|                       | 利払方法   | 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。                               |
|                       | 計算方法   | 1年を365日とする日割計算<br>毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します。 |
| 7. 税 金                | <p>・個人のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</p> <p>・法人は総合課税となります。</p> <p>※1 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。</p>  |  |
| 8. 手 数 料              | キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。  |  |
| 9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項  | <p>・個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。</p> <p>・個人の場合はマル優の取扱いができます。</p>   |  |
| 10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い | _____  |  |
| 11. 金利情報の入手方法         | 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。  |  |
| 12. 苦 情 処 理 措 置       | <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p align="center">～リスク管理部～</p> <p align="center">東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051）</p> <p align="center">フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時</p> <p align="center">F A X 03-6739-7771</p>   |  |
| 紛 争 解 決 措 置           | <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |  |
| 13. その他参考となる事項        | 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取もできます。  |  |
| 14. 預 金 保 険 に つ い て   | <p><b>預金保険制度の対象となります。</b></p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>   |  |



未来へ、今日も明日も。

**興産信用金庫**